

2016年の中国における税関知的財産権保護の典型事例

公表日：2017年4月20日

事例1：黄埔、天津、杭州、寧波、広州税関による自動車用潤滑油の模倣品輸入に対する共同取締事件

一. 事件の概要

税関総署は2016年5月、公安部との連携を通じて、国内の某電子商取引（EC）プラットフォームを通じて自動車用潤滑油の模倣品販売事件から、素早く権利侵害の手がかりを発見した。事件が輸入段階で発生し、本案に係る物品が越境ECプラットフォームを通じて販売され、かつ国内の消費者の生命と財産の安全を脅かすことから、税関総署はこれを極めて重視し、公安部と事件に対する共同水際取締りを協議すると共に、杭州、寧波、広州、黄埔、天津などの税関を招集して特別事件対処グループを結成し、輸入潤滑油の模倣品取締特別行動を実施した。

行動の中で、5つの税関は、重点国の輸入潤滑油のデータを厳密に監視し、リスク防止を積極的に実施した。保護措置の実施回数は20回、模倣品を発見し、警察機関に通報した回数は6回、差し押さえた自動車用潤滑油の模倣品は80t余りで、相当額は950万人民币以上に上った。黄埔、天津税関は、従来の海上輸送港におけるリスク防止・取締りの面での強みを生かし、輸入に関する大量の電子データの解析とフィルタリングを行い、疑わしい点をとらえ、模倣品が通関するときの規則性を研究し、サーベイランスの範囲を絞り込み、適法な貿易の通関を確保しつつ、輸入潤滑油の模倣品に対する的確な取締りを実現した。行動の期間において、黄埔税関は、黄埔新港、東莞沙田口岸にてそれぞれ自動車用輸入潤滑油の模倣品を3回、計31.7t差し押さえた。天津税関は、天津新港と東疆口岸にてそれぞれ輸入潤滑油の模倣品を3回、計38.1t差し押さえた。特別行動により押収された潤滑油はいずれも「ロイヤルダッチシェル」、「モービル」、「カストロール」など著名ブランドの模倣品であった。

黄埔税関、天津税関は手がかりを探り続け、速やかに証拠を固めるとともに、警察機関に事件の新たな手がかりを通報するほか、戦線を拡大し、広西チワン族自治区防城港市と天津市の警察機関が輸入潤滑油模倣品特別事件の取り締まりに加わるよう促し、優れた成果をあげた。警察機関は、税関の支援と協力の下で、国内の5か所の倉庫保管拠点を粉砕し、犯罪容疑者11人を逮捕し、潤滑油の模倣品11万バレルを差し押さえた。

二. 選出理由

(一) 本案は、税関総署と公安部が共同で取り締まった大規模な集団事件である。税関総署と公安部は、各自の管理範囲を起点として、重点地域の法執行職員を存分に動員した。関連組織は、情報の交換、資源の共有、事前の介入、シームレスな連携により、一丸となって権利侵害者撲滅のネットワークを作り上げ、潤滑油の模倣品を水際で差し止めた。本案での処罰、処分の貫徹は、今後、税関と警察機関の権利侵害行為の取締りにおける法執行連携、重大事件を解決する際の共同指揮において、貴重な経験となった。

(二) 本案は、輸入案件の中で巨額の侵害品を差し押さえた典型事例といえる。本案は、海上輸送での輸入ルートにおいて税関が集中的に摘発した一連の侵害事件であり、差し押さえた模倣品の数が多く、その金額の大きさはかつてないほどである。本案は、侵害や模倣行為は世界的な問題であり、模倣品や侵害品の生産、消費市場も世界的であり、中国がグローバル経済化の一員として、国外からの侵害・模倣品の被害を同様に被っていることを改めて裏付けた。

(三) 本案は、税関と EC プラットフォームの緊密な提携を行うための見本を提供した。取引の全フローがオンライン上で行われる越境 EC の動向と特徴を踏まえ、法執行機関は EC プラットフォームとより緊密に協力し、EC プラットフォームの主体としての責任を強化し、EC プラットフォームがオンライン上の侵害・模倣行為の手がかりの発見、発掘能力を高めるよう後押しし、税関とプラットフォーム業者の共同処置を推進し、税関のオンライン、オフラインの管理体制の一体化を強化する必要がある。税関総署は、本案を契機とし、杭州税関に委託し、「杭州税関とアリババグループの知的財産権保護協力覚書」を締結し、越境 EC 分野の長期的な協力メカニズムの構築を模索した。

(四) 本案は、国際社会及び主流メディアから高い注目を浴びた。在中国英国大使館の商務参事官は税関総署を訪問し、英中貿易協会は税関総署に書簡を送り、英国知的財産庁の Shannon Dennehy 局長は黄浦税関を訪問し、越境潤滑油の模倣品の取締り行動における中国税関の活動成果を高く評価した。CCTV、国際商報、広東衛視、南方網などの中央、地方のメディアは本案についてさまざまな形式の特集報道を行い、社会から広く注目を集め、高い評価を得た。

事例 2：深セン、寧波、天津、黄浦、上海、杭州、青島、南京税関による専利権侵害の電動立ち乗り二輪車の輸出に対する取締り事件

一. 事件の概要

2016 年 11 月 15 日から 12 月 31 日にかけて、税関総署は、メイド・イン・チャイナの海外イメージを

保護する「清風」行動を徹底的に推進し、知的財産権で優位性を持つ中国企業の「海外進出」を支持するため、天津、上海、南京、杭州、寧波、青島、深セン、黃埔税関を集め、輸出向け電動立乗り二輪車の専利権を保護するための専門取締行動を実施した。

行動期間において、関連税関が取り締まった専利権侵害の疑いがある電動立乗り二輪車関連事件は28件、差し押さえた権利侵害電動立乗り二輪車は1万2,766台、相当額は約1,300万人民币に上り、電動立乗り二輪車業界が直面する権利侵害、無秩序な競争を抑止し、産業の秩序を適正化し、国内の電動立乗り二輪車産業、企業の合法的な權益を保護した。

関連税関は、情報交換を強化し、共同で捜査制圧を行い、厳密な防護ネットワークを形成した。取締りの相乗効果を形成するため、天津、寧波、深セン、青島などの税関は、地域間の税関法執行協力を通じて、電動立乗り二輪車産業が集中する江蘇省、浙江省からの商品に対する協同監視を強化し、違法者が華東、華南地域の税関での取締りから逃避し、北方に移動する中、権利侵害・違法行為の他口岸への移動を効果的に抑止した。

関連税関は、輸出段階での権利侵害・違法行為を取り締まると同時に、産業調査研究を積極的に実施し、電動立乗り二輪車産業で横行する権利侵害行為を対象に、業界団体の設立推進、産業の自主規制の強化、技術規格の制定、民事訴訟の提起などを通じて、権利者の権利行使を誘導し、自主的知的財産権を有する企業の健全で持続可能な発展を支持、保障した。

二. 選出理由

(一) **本案は、税関が国家戦略の大局と密接に結びつけ、専利権保護を強化した典型事例である。**技術革新は、中国の知的財産権強国戦略とイノベーションによる駆動型発展戦略のコアコンピタンスであり、「中国製造」から「中国創造」にシフトするための重要な足がかりである。今回の行動は、中国の新興産業を対象に実施された専利権保護の特別取締活動である。同類の商品を複数の口岸において短期間に集中して捜査・処分した専利権侵害事件は、専利権を保護し、企業のイノベーションをアシストする税関の決意の表明であり、税関が専利権保護を強化するに当たってのガイドライン、参考事例として意義がある。

(二) **本案は、税関総署が統括し、複数の税関が連動した典型事例である。**電動立乗り二輪車の品質は消費者の生命、財産の安全にかかわり、社会的な影響が大きく、関心度が高い。税関総署は事件を極めて重視し、指揮を統一し、各税関は素早く反応し、連携を強化し、緊密に協力し、自発的に手がかりを探り、重点を突破し、孤独な戦いを繰り広げていたこれまでの局面を変え、侵害物品の厳密な遮断体制を形成し、侵害・違法物品の他所での通関を防止した。税関が集団戦によって成功を収めた模範例とい

える。

(三) 本案は、税関が権利侵害の取締りとイノベーションの促進を融合した模範事例である。電動立乗り二輪車の専利権分野で横行する侵害行為は、中国のこの優位産業の国外市場開拓を制約している。今回の特別行動は、電動立乗り二輪車の輸出秩序を適正化し、販売台数の急増、価格の回復と安定化を促進し、国内の知的財産権で優位性のある企業の育成、「メイド・イン・チャイナ」の海外でのイメージ保護、新興産業の好ましい発展の促進に積極的な役割を果たした。

事例3：上海、南京、広州、北京、拱北などの税関の中米法執行協力行動による侵害物品の越境販売の水際取締事件

一. 事件の概要

中国税関は、2016年3月と4月の2回にわたり、税関総署が米国税関国境警備局（CBP）及び米国入国税関取締局（ICE）と締結した知的財産権法執行協力文書をもとに、米国税関と共同でそれぞれ1か月の知的財産権特別法執行行動を実施した。

行動期間において、全国の税関は、米国を仕向地とした侵害物品計200万件余を差し押さえた。そのうち、上海税関は米国へ郵送する「NBA」の商標権を侵害するボールキャップ1ロットを差し押さえた。上海税関は、税関総署の指揮の下で中米越境法執行協力を実施し、速やかに手がかりを探り、証拠を固め、事件の情報を直ちに税関総署を経由してICEに通知した。米国は、中国税関から提供された手がかりをもとに、米国国内での侵害品販売事件の解決に成功し、米国国内の犯罪容疑者に対して刑事的強制措置を講じた。

南京税関は、米国へ郵送する「OAKLEY」の商標権を侵害する眼鏡6,302組、「RAY.BAN」の商標権を侵害する眼鏡43組を差し押さえ、相当額は約126万余元であった。南京税関は事件にかかわる手がかりを速やかに江蘇省公安庁に通知し、警察機関はそれをもとに犯罪容疑者1名を逮捕した。

広州税関は、米国へ郵送する「NFL」、「RE」、「NBA」、「ADIDAS」、「REEBOK」商標権を侵害する球技用ユニフォーム、球技用キャップ1ロットを差し押さえた。事件摘発後、広州税関は手がかりを探り、リスク分析を活用して事前設定型サーベイランス指令を公布し、スポーツウェアの模倣品5ロット、計225着を連続で差し押さえた。

このほか、北京、拱北などの税関は、行動期間においてリスク分析、地域間法執行協力、情報共有などの手段を活用し、米国向けの自動車部品、医薬品、大衆消費電子製品などの侵害物品を複数ロット差

し押さえた。

二. 事件の評価

(一) 本案は、二国間税関の越境法執行協力の成功事例である。本案は、税関総署、米国 CBP 及び ICE の法執行協力の成果であり、越境侵害・模倣・違法行為取締りにおける二国の長期的で弛まぬ努力が十分に表明されており、中米合同商業貿易委員会から称賛を受けた。

(二) 本案は、複数の経路を通じた侵害・模倣行為に対する複数の税関による取締りの典型事例である。全国の各直属税関は、税関総署の統一的な手配、指揮の下で、共同で作戦を練るとともに、従来の商品輸送経路と郵送経路による越境 EC 分野の侵害・模倣行為を取り締まり、また、特別対策を通じて特定分野の侵害・模倣行為を取り締まることで、国際貿易の秩序を保護した。

(三) 本案は、中国税関がリスクデータモデル分析を有効活用し、顕著な役割を果たした試みである。中国税関はかねてよりリスクデータの研究・分析、データモデルの設計・改善、知的財産権リスク情報管理の活用強化、リスクパラメータの設定に力を入れており、事前設定型サーベイランスなどの手段を用いて監視し、複数ロットの侵害物品の差し押さえに成功した。

事例 4：上海税関によるミシンヘッドの模倣品輸出に対する取締事件

一. 事件の概要

上海税関は、2016 年 3 月、浙江省縉雲県の某社による商標「SINGER」を使用したミシン模倣品輸出の犯罪嫌疑事件を上海市公安局に移送した。2016 年 9 月、上海市第三中級人民法院は刑事判決を下し、当事者が登録商標詐称罪を犯したとの判決を下し、関連責任者に対し、法により 1 年 6 か月の有期懲役の判決を下し、責任組織と責任者に罰金合計人民元 12 万元の支払いを命じた。

上海税関は、2015 年、実施中の「清風」行動での厳密捜査を通じて、浙江省縉雲県の違法企業による権利侵害ミシンの輸出が頻発していることを発見した。浙江省縉雲県の企業の多くは、寧波口岸から権利侵害ミシンを輸出し、税関により幾度も取り締まりを受けている。全国の税関が特別行動を実施していることを踏まえ、上海税関は、侵害疑義企業が監視を逃れるために「口岸転移」をし、上海から権利侵害ミシンを輸出している可能性があるかと判断した。上海税関は直ちに通関システムを通じてリスクパラメータを読み込み、重点的な監視を行った。

上海税関は、2015 年 7 月、リスク分析・サーベイランスを通じて、商標「BUTTERFLY」と商標「SINGER」を使用したミシンヘッドの模倣輸出品 2 ロット、計 1,621 台を押収し、商品代金相当額は 2 万 7,346 米

ドルに上った。上海税関は、手がかりを探り、模倣品販売元を追跡し、当該業者が2014年に「SINGER」商標を使用したミシンの模倣品を輸出したため、寧波税関から行政罰を受けたことを発見した。当事者が2年間に侵害物品を複数回輸出し、かつ主観的な悪意が著しいことに鑑み、上海税関は2016年3月、本案の手がかりを上海市公安局に通報すると共に、警察機関と連携して捜査活動を実施した。同年9月、上海市第三中級人民法院は前述の判決を下した。

二. 選出理由

(一) 本案は、上海税関による「口岸転移」の取締りに成功した模範事例である。税関の厳格な取締りの中で、違法者は遊撃戦の如く税関の監視を避け、他地域、他省で輸出することで、税関による侵害物品の輸出入行為の取締りを逃れようとした。本案において、侵害企業は寧波の会社に輸出代行を頼んだ上、輸出口岸を変えて税関の監視を逃れようとした。しかし、税関はこの侵害物品の「口岸転移」に対して防止を徹底し、厳密な監視ネットワークを構築し、リスク分析・サーベイランスを実施することで侵害・模倣品の遮断に成功した。

(二) 本案は、上海税関が「行政法執行と刑事司法の連携」を強化した典型事例である。上海税関は、事件の調査を進める中で、侵害企業が以前にミシンの模倣品を輸出したために寧波税関に行政罰を受けた手がかりを発見し、併せて警察機関に通報した。これを受け、法院は、刑事裁判においてこの企業がかつて侵害行為により行政罰を受けたにもかかわらず、再び登録商標模倣罪を犯したことは主観的な悪意が著しいと認定し、罰金刑と実刑を併科する重罰に処した。この判決は、違法企業を大きく抑止した。「行政法執行と刑事司法の連携」の模範的な成功例といえる。

(三) 本案は、上海税関が自主的知的財産権を保護する優れた手本である。上海税関は一貫して国内企業の自主的知的財産権に対する保護を重視してきた。本案の権利者は、上海の大手企業で、以前から侵害物品の輸出にひどく悩まされてきた。上海税関は積極的に手を差し伸べ、速やかに企業に政策を説明し、税関に権利の事前登録を行うよう企業を誘導し、企業の総担保手続をサポートし資金負担を緩和させ、企業が権利行使チームを育成するよう後押しし、口岸の監視を強化した。結果、当該企業の商標を模倣した商品を大量に差し押さえ、企業の海外市場の回復を支援し、企業の合法的な権益を確実に保護した。

事例5：アモイ税関による対外貿易総合サービスプラットフォーム企業の権利侵害靴・衣料品の輸出に対する取締事件

一. 事件の概要

アモイ税関は、2016年1月7日、福建一達通企業服務有限公司が出したメンズ防寒着の輸出申告2件を検査したとき、スポーツシューズ1万7,382組に「adidas」、「nike」、「puma」などの商標、ロゴが使用されていることを発見した。相当額は人民元42万余元に上った。権利者により、これらの商品はいずれも侵害物品であることが確認された。

事件摘発後、アモイ税関は重要視し、対外貿易総合サービスプラットフォーム企業に生じた権利侵害問題に注目すると共に、当該企業が輸出申告をした貨物4件から、「CONVERSE」、「PRADA」、「PORSCHE」などの商標権を侵害する防寒服7,327着を差し押さえ、相当額は50万円に上った。

事件の取締りを進める中で、アモイ税関は自発的に企業責任者に事情聴取を行い、当該企業がインターネット情報サービスプラットフォームを媒体とする新興の対外貿易総合サービスプラットフォーム企業で、設立年数が浅いが、事業が急成長を遂げていることを把握した。当該企業の現行の管理フロー、モデルは急成長する業務量に適応できず、知的財産権侵害の存在する注文を効果的に選別することができず、侵害事件の段階的な多発を招いていた。そのため、アモイ税関は、調査の結果を踏まえ、当該企業に対して政策を一对一で指導し、リスクマネジメント体制の改善、顧客リスクの評価管理、商品実物を把握するための訪問とコンテナに詰め込む現場の監視の強化などにより権利侵害リスクを抑制した。共同対策を通じて、当該企業は侵害・違法行為が生じなくなり、侵害リスクの軽減に成功した。

二. 選出理由

(一) 本案は、新情勢下の対外貿易総合サービスプラットフォーム企業の知的財産権対策の典型事例である。2016年以降、国の発展推奨対象となっている新興業態として、対外貿易総合サービス企業は輸出入業務が伸び続けると同時に、権利侵害・違法行為も多発し、多地域の税関が、「一達通」に類似する侵害事件を取り締まった。対外貿易総合サービスプラットフォーム企業の発展初期において生じた侵害問題について、アモイ税関は、「着実な推進、権利と責任の均衡、リスクの抑制可能化」を原則とし、対外貿易の安定成長を促すという大局から考え、政策の宣伝と誘導を強化し、新興業態を健全な軌道に乗せるようサポートし、新情勢下における対外貿易総合サービスプラットフォーム企業の知的財産権対策に有益な模索を提供した。

(二) 本案は、税関と企業による知的財産権の共同対策の好ましい相互作用の模範事例である。事件の処理において、アモイ税関は、違法企業に対する処罰と侵害物品の処置に留まらず、税関と企業の知的財産権の共同対策を推進し、自ら調査を行い、現存問題に特化した運営適正化について提言し、一連の継続的なサポートを通じて、侵害企業の誤りを是正し、法執行の効果と社会効果の統合に努めた。企業

もまた、税関と密接に連携し、侵害リスク軽減対策を探り、税関の支援と誘導を受けつつ、リスクマネージメント体制を迅速に整備し、税関の知的財産権保護を「侵害行為の制止」から「侵害行為の防止」へと押し上げた。

事例 6：黄埔税関と公安機関の連動による大規模なカジュアルシューズの模倣品摘発事件

一. 事件の概要

2016年3月初め、権利者のNIKE INNOVATE C.V.は、安徽省蚌埠市警察の事件調査に協力する過程で、このほど、大量のカジュアルシューズの模倣品が黄埔老港口岸から輸出される可能性があることを把握した。黄埔税関は権利者が提供した手がかりをもとに、直ちにリスク分析を実施し、データの比較を通じて、嫌疑のあるコンテナを特定した。3月10日、重慶の某貿易有限公司は、税関に対し、カジュアルシューズ（ブランド無し）のシンガポール・ブラウセバラック港への輸出を申告し、この通関申告は、税関の事前設定型サーベイランス指令を起動させた。調査の結果、嫌疑のあるコンテナの扉に近い位置に通常の貨物が置かれ、コンテナの中央と後部には侵害品のカジュアルシューズが大量に積載されていた。税関は「CONVERSE」商標権を侵害するカジュアルシューズ3万3,700足と「ALL STAR」に類似する商標が付いているカジュアルシューズ3,350足を差し押さえ、商品代金相当額は166万4,000元になった。

黄埔税関は速やかに「行政法執行と刑事司法の連携」体制を発動し、蚌埠市の警察に事件を通報した。蚌埠市の警察は通報を受けた後、本案を重要視し、案件の特別捜査チームを広州に派遣し、徹底捜査を展開した。税関の協力の下、警察は、通関申告段階から突破口を開き、ターゲットを同一の犯罪グループに特定し、税関現場事件と警察処理事件の合同捜査を決定し、調達から輸出にかけて証拠を探り、「広州市姐妹靴業の艾氏らによる登録商標の模倣品販売事件」を一挙に解決した。本事件で犯罪容疑者10名を逮捕し、侵害スポーツカジュアルシューズ50万足余を押収し、相当金額は人民元4億元を超えた。

事件において、警察機関の刑事追訴が難しい類似商標の権利侵害部分について、黄埔税関の法規部門は法により行政調査を実施し、行政手段を用いて刑事摘発の補足として、違法当事者の行政責任を引き続き追及し、「行政法執行と刑事司法の連携」の成果を最大化した。

二. 選出理由

（一）本案は、「行政法執行と刑事司法の連携」の枠組みにおいて取締りに成功した典型事例である。事件において、口岸の税関は国内の警察と地域、部門間法執行協力をを行い、力を合わせ、顕著な成果を

挙げた。税関の事件処理部門が積極的に前面に出て、警察と密接に連携し、速やかに証拠を収集、特定し、通関申告書を収集、選別し、そこから蚌埠市警察が処理する事件の関連証拠を発見し、事件の関連付けと合同摘発に重要な支援を行った。事件は、捜査の範囲を広げることで、広東省と安徽省で侵害・模倣品の生産、販売、輸出に長年にわたって従事してきた犯罪グループの撲滅を成功に導いた。本案は関連者が多く、相当額が巨額に及び、公安部の部レベル監督・処分特別事件に指定された。

(二) 本案は、税関と権利者が密接に協力し、迅速に反応し、自主的に取り締まった成功事例である。税関の知的財産権保護活動の実施に権利者からの支援と協力は欠かせない。長期にわたり、黄埔税関は権利者と良好なコミュニケーションや交流を保ち、業務において相互信頼、相互支援、互恵を進めている。本案において、権利者は税関と密接に協力し、情報を速やかに伝え、税関による侵害嫌疑コンテナの迅速な特定に貴重な時間を与えた。

事例 7：寧波税関による自主ブランドを侵害する南京錠の輸出に対する取締事件

一. 事件の概要

浙江省の某社は、2016年2月1日、寧波税関に所属する北侖税関に南京錠などの商品1ロットの輸出を申告した。サーベイランスに基づく検査を経て、68万人民元に相当する「三環」標識が付いている南京錠9万個余りを発見した。商標の権利者である煙台三環鎖業集团有限公司の鑑定により、これらの商品がいずれも侵害物品であることが確認された。寧波税関は、侵害嫌疑物品を差し押さえた後、事件の手がかりを浙江省公安厅と寧波市公安局に通報し、警察機関と協力し、立件調査を実施した。

当該事件を調査・処分した後、寧波税関は、リスク情報プラットフォームを活用し、品名、数量、国内の供給源、航路、最終仕向国などの通関項目を分析、比較し、口岸での侵害事例と過去のデータを総括し、権利侵害・不正行為の相似性と規則性を模索し、当該事件に隠されたリスクを掘り起こし、リスク分析を実施し、事前予告型サーベイランス指令を公布した。

寧波税関は、2016年3月18日、福建省の某社が輸出申告をした南京錠から、「TRI-CYRCELE」商標権を侵害する南京錠15万個を差し押さえ、相当額は133万余元に上った。その後、寧波税関はさらに「三環図形」の商標権を侵害する南京錠を連続3件差し押さえた。

二. 選出理由

(一) 本案は、税関が国内の自主的知的財産権を侵害するものを取り締まり、「メイド・イン・チャイナ」の海外でのイメージを保護した典型事例である。近年、国の知的財産権戦略とイノベーションによ

る駆動型発展戦略の実施に伴い、多くの国内企業が自主イノベーション、研究開発に注力し、多くの優れた国内ブランドが生まれると共に、国際社会において高い市場シェアを取得した。権利侵害問題は国内の優秀ブランドの海外市場開拓をしばしば阻害しており、国内ブランドの保護、企業の「海外進出」の支援は、税関の知的財産権保護の成果の主要な体現といえる。寧波税関は、積極的に行動し、「メイド・イン・チャイナ」の海外でのイメージ保護による「清風」行動の実施を徹底し、国内の自主的知的財産権保護を強化し、模倣品の国際市場の流出を制止し、「メイド・イン・チャイナ」の世界でのイメージを保護した。

(二) 本案は、税関がリスク分析の手段を利用し、重点保護と的確な取締りを実現した模範事例である。

寧波税関は、寧波口岸において侵害リスクが高い商品の一つである南京錠を取締りの重点ターゲットとし、リスク分析を活用した捜査、取締りを進め、口岸の侵害事例、過去のデータを総括し、権利侵害・違法の関連性、規則性を模索すると同時に、知的財産所有者との連絡、協力を強化し、税関の知的財産権保護における権利者の役割を發揮し、情報収集と事件のマネージメントを強化し、一つ一つの細かい手がかりの掘り起こしを重視し、侵害行為取締りの的確性を高め、権利者の合法的な権益を保護した。

事例 8：南寧税関による一連の模倣品の輸出に対する取締り事件

一. 事件の概要

南寧税関は、2016年8月5日、権利者から、広西チワン族自治区の某商貿有限公司が当日、南寧税関に隸属する凭祥税関総合保税区の口岸からベトナムに大量の侵害品を輸出したとの通報を受けた。南寧税関はリスク情報評価グループのメンバーを直ちに召集し、関連作業を指揮した。総合評価の結果、税関は、侵害被疑貨物の輸出時間、通関地、輸送手段などの情報に対するスクリーニング検査を強化すると共に、事前設定型サーベイランス指令を速やかに公布した。その日の正午、南寧税関は臨時の機動検査グループを結成し、凭祥口岸に赴き、関連作業を実施した。その日の午後、南寧税関は通関申告書6件、コンテナ5つ分の侵害被疑貨物を相次ぎ差し押さえた。これらの商品は、「NIKE」、「Apple」などの22の商標権を侵害する靴・衣料品、リュックサック、携帯電話アクセサリなど、計10万4,000点に上った。違法者は、侵害行為を発見されないよう侵害物品と合法商品を混載することで、税関の検出検査と鑑定を阻害した。

価格機構はこれらの商品を鑑定した結果、価値は720万人民币余りに相当すると判定した。NIKE INNOVATE C.V. や S. A. S. JEAN CASSEGRAIN などの知的財産権所有者 21 社は、当該税関に知的財産権保護

を申請した。南寧税関は、当該事件が刑事立件基準に達していることに鑑み、広西チワン族自治区公安厅に事件の手かかりを速やかに通報し、警察部門は立件、捜査を決定した。

二. 選出理由

(一) 本案は、南寧税関と知的財産権所有者が緊密に協力して取り締まった典型事例である。国境陸路口岸は通関時間が短く、権利者が手かかりを提供してからの時間が限られ、機会をすぐに逃してしまう中、南寧税関は分析の徹底、データの比較、迅速な反応により、嫌疑目標を正しく見定め、大規模な権利侵害事件を一挙に調査・処分し、違法者のはびこる情勢を力強く取り締まった。

(二) 本案は、南寧税関の各部門による「大きな協同」の理念の指導の下における侵害事件取締りの成功事例である。当該事件の取締りを進める中で、情報マネジメント、リスク・サーベイランス、機動的な検出検査、法執行協力などにおいて税関内部の法執行における結束力を生かし、優れた法執行の成果を挙げた。

(三) 本案は、陸上輸送の国境口岸での「行政法執行と刑事司法の連携」推進の模範的な成功事例である。本案は、南寧税関が近年、国境の小口貿易ルートで調査・処分した事件としては単独で侵害物品の相当額が大きく、数量が多い単発な権利侵害輸出事件でもある。南寧税関は、速やかに事件の手かかりを通報し、警察部門が本案の立件捜査を行えるように後押しし、行政法執行と刑事司法の有効な連動を実現した。

事例 9：鄭州税関による集積回路の模倣品輸出に対する取締事件

一. 事件の概要

某企業は 2016 年 6 月 7 日、鄭州税関に所属する新郷税関に集積回路（増幅器）の輸出を申請した。仕様・型番は Texas Instruments OPA2333-HT 153PV、単価は 53.975 米ドル、総価格は 107 万 9,500 米ドル。当該税関の通関書類審査担当者は照会により、当該物品が家庭用乗用車の中央集積回路であり、車両起動時に瞬間的に過剰な電流が流れることによるショート現象を制御することに用いられることを知った。物品は、知的財産権税関が保護する重点商品である自動車部品であり、人身の財産の安全にかかわる。当該税関はデータの統計とリスク分析を踏まえ、速やかにサーベイランス指令を出し、当該物品についてすべて開梱検査を行うことで、商品の包装に「Texas Instruments」の標識が付いていて、米テキサスインスツルメンツ社が税関総署で事前登録した商標権を侵害する疑いがあることを発見した。権利者は現場で商品を鑑定し、当該商品が権利を侵害することを確認した。

商品は慎重を要するもので、相当額が大きいことから、鄭州税関は特定事件の関連証拠を収集した後、直ちに河南省公安厅に権利侵害事件の手がかりを通報した。現在、事件の捜査が進められている。

二. 選出理由：

(一) 本案の摘発は、内陸の税関が高い知的財産権法執行の意識と能力を備えていることを表している。鄭州税関は内陸の税関でありながら、知的財産権保護を長きにわたって重視している。本案において、鄭州税関の各部門は緊密に連携し、統計部門は通関データのリスク分析を通じて注目すべき重点を確定し、現地の各税関は侵害疑義物品の物流情報に細かく注目した。税関管轄区内の保税現場は緊密に連絡を取り、最新情報を速やかに通知し、事件を処理した税関はサーベイランス・検出検査を速やかに行い、法規部門は立件調査を速やかに実施し、事件の取締りを成功に導いた。

(二) 本案は、重点対象となる要注意物品の権利侵害・模倣品を取り締まる典型事例である。自動車部品の模倣品は社会に甚大な被害を及ぼすため、税関は取締りの重点対象としてきた。本案において侵害の疑いがある自動車部品は数量が多く、巨額に及び、インターネットを通じて販売されているため、隠蔽性が強い。税関は、侵害行為摘発後、速やかに事件の手がかりを公安機関に移送することで、模倣・粗悪商品を製造、販売しようとする違法者の氣勢を殺ぎ、人民の生命、財産の安全を守った。

(三) 本案は、厳格・公正、礼節ある態度による税関法執行の良好なイメージを体現している。鄭州税関は、事件を処理する中で事件の当事者が終始協力せず、調査を故意に阻害し、処理を難航させる中、実際の困難に立ち向かい、法による行政を貫き、事件処理の順序に厳格に従い、懲罰と教育を融合させる姿勢を貫き、事件を円滑な解決に導いた。

事例 10：ラサ税関による商標模倣品輸出に対する取締事件

一. 事件の概要

チベット自治区の某貿易会社は、2016年6月16日、ラサ税関に所属するギロン税関に物品1ロットの輸出を申告した。通関申告書のデータによると、当該貨物は22種類の商品の混載で構成されていた。審査の結果、ギロン税関はこの通関申告書に記載されたハンドバッグの類別が実際の商品と異なり、虚偽申告の疑いがあると判断し、当該申告書のサーベイランスを行った。検査の結果、ハンドバッグ300個に「PRADA」商標、ハンドバッグ140個に「GUESS」商標、ハンドバッグ90個に「MICHAEL KORS」商標、靴下2,256足に「DISNEY」商標を使用していた。この物品は作りが粗雑で、申告価格が極めて低く、権利侵害の疑いがあった。税関は当事者に申告書の知的財産権状況に関する内容を補足するよう通知した。

が、当事者は適法な購入の証憑や権利者の授權書類を提供できなかったため、税関は当該物品の通関を差し止め、権利者に権利を確認するよう通知した。権利者4社はこれらの物品が自身の商標権を侵害することを確認すると共に、税関保護を申請した。ギロン税関はこれらの侵害疑義物品を法により差し押さえた。調査の結果、これらの物品は権利侵害を構成すると認定され、税関は法により侵害物品を没収すると共に、当事者に罰金を処する決定を下した。

二. 選出理由

(一) **本案は、雪原地域の税関が厳しい環境を克服し、真摯に職責を果たした模範例である。**ギロンのネパール国境にある口岸は高原の峡谷間に置かれ、高地にあり、道路が険しく、谷が深い上、2015年4月25日にネパールで発生したM8.1の地震によりギロン税関の監視設備が破壊され、まだ回復していないため、検査作業は苦難に満ち、晴天日は土まみれ、雨天日は泥まみれになりながら作業を行うなど、税関の監視は多大な負担や試練に耐えざるを得ない。しかし、現場の法執行職員は税関による知的財産権保護の責任を全うし、厳しい環境に置かれた国境の口岸は、権利侵害・模倣行為の取締りに対する感度を保ち、家族と離れ、交通の不便さ、酸素が欠乏する高原の環境を克服しつつも、通関の責務を厳格に履行し、「厳しく監視し、素早く通関する」税関の姿勢を守り抜いた。

(二) **本案は、税関がリスク分析技術を活用し、侵害物品を差し押さえた典型事例である。**輸出品が急増し、監視条件が厳しい中で、ラサ税関は手動検査に加えて、リスク分析技術の活用を前向きに模索し、企業情報、通関申告書のデータ、法執行システム情報を基盤とし、商品名、価格、事業体などの高リスク要素を評価し、リスク分析の実施を通じて権利侵害・模倣に対する取締りの有効性、的確性を高め、自身の実情に適した知的財産権捜査取締業務の経験を積み、優れた成果を挙げた。

(三) **水際取締りの成功はラサ税関の自発性の顕現である。**ラサ税関は国境に位置し、国境線が長いといった課題を克服し、リスク分析技術の活用を積極的に試み、自身の力を引き出すほか、法執行研修を実施し、法執行能力の向上に努め、侵害行為取締りに対する税関職員の意識を固めた。2016年におけるギロン税関での33件の水際取締りの成功は、責務を積極的に履行し、自発的な行動に努める高原国境の姿勢を裏付けている。

出所：

2017年4月20日付け中華人民共和国海関総署ウェブサイトを基にJETRO北京事務所
で日本語仮訳を作成

<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab49564/info846634.htm>

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承下さい。